

副 本

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号,

直送済

平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力最終準備書面(1)

(原告らの原状回復請求について)

平成29年3月10日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

第1 原告らの原状回復請求について

平成25年(ワ)第38号,同175号,平成26年(ワ)第14号及び同第165号事件の原告らは,人格権及び不法行為に基づき,被告東京電力に対し,「別紙原告目録の『旧居住地』欄記載の居住地において,空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下」とすることを求めている(以下「本件原状回復請求」という。訴状及び2017(平成29)年2月14日付け請求の趣旨の変更の申立書)。

これに対し,被告東京電力は,答弁書及び被告東京電力準備書面(5)において,判決を下しても履行が実現される見込みがない請求は,訴求力を欠き,不適法として却下されなければならないところ,原告らの請求内容は,特定を欠いており,履行が実現される見込みがなく,却下されるべきと主張したところである(答弁書27~28頁,被告東京電力準備書面(5))。

これに対して,原告らから準備書面(46)において,主張の補充がなされている。

第2 被告東京電力の主張

原告らの本件原状回復請求に対する被告東京電力の主張は,答弁書27~28頁,被告東京電力準備書面(5)において述べたとおりであり,本件原状回復請求は不適法であって,却下を免れない。

そこで,以下においては,これらの主張に付加して,原告ら準備書面(46)における原告らの補充の主張に対し,必要な範囲で反論するものである。

第3 原告らの請求内容が特定されていないことについて

1 被告東京電力の主張

被告東京電力は、被告東京電力準備書面（５）において、原告らの請求は、作為の対象となる場所が不特定であり（７頁以下）、作為の具体的内容が不特定であり（１３頁以下）、測定方法が不特定であって（３０頁以下）、また、同意の相手方及び内容が不特定である（３８頁以下）旨主張している。

２ 原告らの主張に対する反論

（１）この点に関して、原告らは、請求の趣旨第１項において「別紙原告目録の

『旧居住地』欄記載の居住地」と特定しており、また、「住居である建物の存する土地」という特定がなされていること、尼崎大気汚染公害訴訟第一審判決及び名古屋南部大気汚染公害訴訟第一審判決は、いずれも「原告らの居住地」又は「原告らの肩書地」という特定方法で認容判決がなされていること、また、国道４３号線訴訟及び横田基地騒音訴訟（第１次・第２次）においても、いずれも「原告ら居住地」を請求の対象として特定することによって請求の適法性は認められていること、さらに、原告らの各居住地に対応する土地の登記簿謄本を提出することを予定しており、これによって特定性はより高まると主張する（準備書面（７）の１７～２０頁、準備書面（４６）の２、３頁）。

（２）しかしながら、被告東京電力準備書面（５）の７頁以下で主張したとおり、

原告らが挙げる上記裁判例は、いずれも、いわゆる抽象的不作為請求訴訟に関するものであり、かかる事案においては、原告らが求める不作為を実現するために、原告らの居住地において、浮遊粒子状物質の発生を抑制するためや騒音等の発生を抑制するための具体的な作為が履行されるものではない。

これに対し、本件は、原告らが求める原状回復を実現するためには、被告東京電力又は執行機関が、「別紙原告目録の『旧居住地』欄記載の居住地」に実際に赴き、当該居住地内において、放射性物質の除去という具体的な作為を行う必要があるから、具体的な作為の対象と場所を特定の上で、具体的にいかなる作為をすべきかが明確でなければ、かかる作為義務を実現すること

ができない。

この点、「別紙原告目録の『旧居住地』欄記載の居住地」という程度の特
定では、土地の範囲及び境界が不明確であること、「別紙原告目録の『旧居
住地』欄記載の居住地」が集合住宅の場合を考えても土地の範囲は不明確で
あること、「別紙原告目録の『旧居住地』欄記載の居住地」の空間線量率を
1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とするために必要となる除染
対象の場所的範囲はその周辺の土地等に広く及ぶことが予想されるが、その
場所的範囲についても全く特定されていないことは既に被告東京電力準備書
面（5）で主張したとおりである（9～12頁）。

（3）また、原告らが、原告らの各居住地に対応する土地の登記簿謄本を提出し
たとしても、原告らのいう「住居である建物の存する土地」が、登記簿謄本
に示された土地の面積全てを指すのか、それとも建物の直下のみの土地を指
すのか等、土地の範囲は依然として不明確であり、また、境界も明確となる
ものでもない。さらに、集合住宅の場合、「『旧居住地』欄記載の居住地」
が当該集合住宅の一室を指すのか、土地を指すのか等が明らかでないこと、
原告らの求める空間線量率を実現するために除染対象となるであろう「『旧
居住地』欄記載の居住地」の周辺の土地等の場所的範囲が全く特定されてい
ないということも、土地の登記簿謄本の提出によって、何ら解決されていな
い。このように、原告らの各居住地に対応する土地の登記簿謄本を提出して
も、原告らの請求は、依然として、作為の対象となる場所を特定できてい
るとはいえない。

（4）また、環境省除染チーム作成の「国及び地方自治体がこれまでに実施した
除染事業における除染手法の効果について」（丙B25）は、「その場の汚
染源の除染を行うと、当該汚染源から受ける放射線量は減少するが、周辺に

は汚染が残っているためバックグラウンド¹の放射線量はあまり減少しない。そのため、汚染源の放射性物質は減少したものの、測定される放射線量はあまり減少しないという現象が生じる。特に、除染した場所の汚染の度合いが相対的に小さい場合はバックグラウンドの影響が支配的となるため、この傾向が顕著に現れやすくなる。」（6頁）と説明しており、当該汚染源の除染措置のみでは、限界があるとされている。

原告らは、「住居である建物の存する土地」における空間線量率を居住地の周辺より大幅に低いと思われる毎時0.04マイクロシーベルト以下にすることを求めているのであるから、「住居である建物の存する土地」のみの除染措置でかかる請求内容を達成することはできないと考えられる。

このように、原告らの「住居である建物の存する土地」の空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とせよとの原告らの請求を実現するために必要となる除染対象の場所的範囲は、当該「住居である建物の存する土地」に限られず、その周囲の土地等に広く及ぶことが予想されるものであるから、かかる意味からも、被告らの作為の対象となる場所的範囲は全く特定されていないというほかない。

したがって、作為対象となる場所的範囲が特定されているという原告らの上記主張には理由がない。

3 作為の具体的内容の不特定、測定方法の不特定並びに同意の相手方及び内容の不特定

(1) 作為の具体的内容、測定方法及び同意の相手方及び内容が不特定であるという被告東京電力の主張に対して、原告は「被害者側において、実現すべき

¹ バックグラウンドの放射線量は、①環境バックグラウンド（自然界に存在する放射性物質、及び核実験等によって放出された放射性物質）、②少し離れた場所に存在する事故由来放射性物質からのそれぞれの放射線量の合計である（丙B25の6頁）。

状態（請求内容）をもたらす具体的な方法まで特定する必要はなく、国道43号線訴訟控訴審判決及び同上告審判決、横田基地訴訟（1次・2次）上告審判決においても最高裁の判断が示されているなどと主張する（準備書面（46）の3～4頁）

（2）しかしながら、被告東京電力準備書面（5）の12～13頁において述べたとおり、まず、原告らが先例として引用する国道43号線訴訟控訴審判決及び同上告審判決、横田基地訴訟（1次・2次）上告審判決は、結論として差止請求について原告の請求を棄却している上、国道43号線訴訟上告審判決は抽象的不作為請求の適法性について明示しておらず、本件の先例としての価値を有するものではない。

また、上記各裁判例は、あくまで抽象的不作為請求訴訟に関するものであり、抽象的不作為請求訴訟では、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的内容が合理的に限定されるといえ、そのような場合には請求の特定に欠けることはないと解し得る一方で、本件における原告らの請求は、被告らに特定の場所における具体的な作為を求めるものであり、作為の内容が具体的に特定されていない限り請求の趣旨が不特定であることが明らかであって、抽象的不作為請求訴訟とは事案の性質が全く異なり、この意味においても上記各裁判例が先例になるものではない。この点、被告東京電力を被告・被控訴人として控訴人（原告）が、所有権による妨害排除請求権に基づき、控訴人所有・共有の土地について、土地上空間線量率が毎時0.046マイクロシーベルトとなるまで放射性物質を除去せよとの作為を求めた訴訟事件（東京高判平成25年6月13日、平成24年（ネ）第8210号放射性物質除去請求事件）の判決（丙B26）も、上記被告東京電力の主張と同趣旨を述べた上で、控訴人は作為の内容となる妨害排除請求行為としての具体的方法を請求の趣旨において特定していないといわざるを得ない、として訴えを不適法とし、請求を棄却した第1審判決を取り消し、控訴人の訴えを却下している。以上の主張は、被告東京電力準備

書面（５）の１２～１６頁で述べたとおりである。

- (3) このように、本件においては、原告らは、請求の趣旨において、被告らに求める作為の具体的内容を特定する必要があるところ、原告らの請求においては、空間線量率を１時間あたり０．０４マイクロシーベルト以下とするための除染方法が不特定であり、測定方法も不特定であること、また、原告らの求める空間線量率を実現するために除染の措置を講ずる場合には、具体的には表土を削り取り、樹木を切断し、建物であれば洗浄等しても線量が十分下がらないのであれば建物の屋根や壁の除去等、所有権その他の物権的権利を侵害する行為を伴う場合もあり得、かかる除染措置を実施するにあたって原告ら以外の利害関係人である第三者の同意が必要となる場合も想定されるところ、原告らの請求においてはそのような第三者による同意があること及び具体的な同意の内容についても何ら特定されていないものであるから、現実に強制執行をすることは不可能である（被告東京電力準備書面（５）の１２～４０頁）。
- (4) このように、原告らの訴えは、認容判決に基づく強制執行をすることができないものであることが明らかであり、そのような訴えは、当初から執行不能の行為を被告らに求めるものというほかなく、不適法として却下されるべきである。

第４ 原告らの求める作為は事実上実現することが困難であること

- (1) 原告らの求める作為を事実上実現することが困難であることは、被告東京電力準備書面（５）の４１～５０頁で主張したとおりである。
- (2) 原告らは、除染関係ガイドラインにおいて除染方法が具体的に示されていること、また、除染特措法においても年間１ミリシーベルトが目標とされ現に除染が実施されてきていることを挙げているが（準備書面（７）の１６頁、準備書面（４６）の４頁）、そもそも除染特措法は「長期的な目標として追

加被ばく量が年間1ミリシーベルト以下となること」を目指すものであり、また、除染関係ガイドラインも、同様に、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下となることを目指すものであって（甲B90の1～甲B90の5の各「はじめに」）、除染特措法及び除染関係ガイドラインは、原告らが求めている毎時0.04マイクロシーベルトという空間線量率を実現するためのものではないから、特措法や除染関係ガイドラインに記載されている方法を用いることにより、毎時0.04マイクロシーベルトという空間線量率を実現することができるという点については、何ら客観的に根拠付けられていない。

したがって、原告らが本件訴訟で求めている各場所について、毎時0.04マイクロシーベルトという空間線量率を現実に実現することを技術的に可能とする具体的な方法については何ら特定されて主張・立証されていないことに帰するものであるから、この点でも原告らの本件原状回復請求は強制執行により実現することは不可能であり、原告らの請求は不適法として却下されるべきである。

第5 結論

以上のとおり、原告らの原状回復請求は不適法であって、速やかに却下されるべきである。

以 上